

市立大津市民病院売店運営事業 企画提案書作成要項

本要項は、市立大津市民病院売店運営事業の公募型プロポーザルに係る企画提案を行うにあたり、提出書類、提出方法等必要な事項を定めるものである。

1. 企画提案書記載事項

企画提案書については、「市立大津市民病院売店運営事業に係る公募型プロポーザル実施要領」及び「市立大津市民病院売店運営事業 仕様書」に基づき、次の【提案事項】の各項目の順に作成すること。

【提案事項】

- (1) 申込者の概要
 - ・経営状況、実績について
 - ・運営事業者の経営基盤、業務実績について
- (2) 現カフェスペースの有効利用
 - ・現カフェスペースの有効利用について
- (3) コンセプト及びレイアウト等の内容
 - ・コンセプトについて
 - ・病院に特化したレイアウトについて
- (4) 商品の内容
 - ・病院に特化した商品の取扱いについて
- (5) 災害・非常時等の対応
 - ・大規模災害時の対応について
- (6) 実施体制等
 - ・安全管理、食品衛生について
 - ・従業員の配置体制・クレーム対応について
- (7) 売上手数料
 - ・売上手数料の金額の妥当性について
- (8) 自由提案
 - ・上記項目以外で提案があれば記載すること

2. 提出書類・提出部数

「市立大津市民病院売店運営事業」に係る公募型プロポーザル実施要領参照

3. 提出方法

持参又は書留郵便によることとする。

郵送の場合は、受付期間中（最終日は午後5時15分まで）に必着とする。

なお、郵便の事故等については申請者のリスク負担とする。

4. 提出期間

(1) 受付期間：令和元年12月23日（月）から令和2年1月20日（月）まで
（ただし、大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）

(2) 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

5. 提出場所

〒520-0804 大津市本宮二丁目9-9

市立大津市民病院法人事務局 施設契約課 契約係

TEL：(077) 526-8517

6. 留意事項

(1) 申請に関して必要な経費は、全て申請者の負担とする。

(2) 申請書類の著作権は申請者に帰属する。ただし、委託先に選定された申請者の申請書類については、市立大津市民病院が必要と認める場合には、その一部又は、全部を無償で使用できることとする。

(3) 提出された申請書類の内容の変更、差し替え及び再提出は認めない。

(4) 提出された申請書類は、理由の如何に関わらず返却しない。

(5) 本業務の申請のために得た情報について、申請者は第三者への公表等の他の目的に使用することはできない。ただし、公知となっている情報及び第三者から合法的に入手できる情報については、その対象ではない。

(6) 市立大津市民病院が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

(7) 提出期間、提出場所及び提出方法に適合しないもの、記載すべき事項の一部が記載されていないもの並びに虚偽に内容が記載されているものは失格とする。